

國學院大學學術情報リポジトリ

「池大納言家領相伝文書案（『久我家文書』）」の
構成と関東御教書案の作為

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比企, 貴之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000696

「池大納言家領相伝文書案（『久我家文書』）」の構成と 関東御教書案の作為

比 企 貴 之

はじめに

池大納言家領とは、平治の乱（平治元年（一一五九））の際、平清盛の継母である池禪尼に命を救われた源頼朝が、その恩に報いるため、寿永三年（一一八四）四月に禪尼の実子である池大納言平頼盛へと返還したところの平家没官領である。池大納言家領は、その後、頼盛から子息光盛へ、さらに光盛からその七人の息女たちへと分譲された。その分譲に際して作成された数々の文書（の案文）は、現在「池大納言家領相伝文書案」と呼ばれる一巻の卷子にまとめられており、前近代の公家を取り巻く政治・経済・文化および公家領莊園にかんする一大史料群として質・量ともに希有なものと名高い『久我家文書』の一つとなっている。武家平氏たる池大納言家のその家領の伝領にかんする古文書の案文群が『久我家文書』の一つとして伝えられるに至った背景には、平光盛の息女の一人が久我通忠に嫁しており、のちに久我家領の相続に絡んで久我家内部で生じた問題への対処のすえ、池大納言家領の一部が久我家領のなかに流入したという経緯がある。それにともない伝領にかかわる関連文書の案文群も、久我家の蔵するところとなったのである。

縦 31.6× 横 54.2(cm)

●源頼朝下文案●(28-1)	(在御判之)	池大納言家沙汰	(平頼盛)	(源頼朝)	長田庄	伊賀
		走井領	播磨	河内	木造庄	同
		野侯道庄	伊勢		這田庄	同
		在田庄	播磨		弓削庄	美作
		由良庄	淡路		山口庄	但馬
		佐伯庄	備前		小嶋庄	阿波
		矢野庄	伊豫		香椎庄	筑前
		大岡庄	駿河		三原庄	筑後
		康富領	同			
		球磨白野庄	肥後			
		右、庄園拾柒箇所、載没官注文、自				
		預也、然而如元為彼家沙汰、為有知行、勒状如件				
		院所給				
		●源頼朝下文案●(28-2)				
		(在御判)				
		池大納言家沙汰	(平頼盛)			
		布施庄	播磨			
		安麻庄	安芸			
		龍門庄	近江			
		稻木庄	尾張			
		已上有由緒				

第 1 紙

現在『久我家文書』は、國學院大學図書館の所蔵となっている。その経緯については小川信「解説」(『久我家文書別巻』続群書類従完成会、一九八七)に詳しく、一九三〇(昭和五)年に藤井貞文氏(当時、文部省維新史料編纂官)が、久我家へ史料採訪をおこなった際に古文書群を発見したことが端緒である。藤井氏は、岩橋小彌太氏(当時、國學院大學教授兼東京帝国大学史料編纂官)とともに尽力され、やがて古文書は、同家から國學院大學へ寄託されることとなった。また一方で院友(卒業生)・学生有志による調査と整理が進められた。一九五一年には、これら文書群は正式に國學院大學へと譲渡され、同図書館の所蔵するところとなったのである。その後、『久我家文書』は、一九五七年から六八年にかけての十年余りにわたって、『國學院雜誌』の誌上においてその積文の連載がおこなわれた。のち一九八七年に國學院大學一〇〇周年記念事業として刊本『久我家文書』(全四巻および別巻、続群書類従刊行会、一九八二〜八七)が編纂された際には、これらの知見が大いに活用されることとなった。さらに一九八八年には、国

32.9×55.8

野邊長原庄 <small>大和</small>	兵庫三箇庄 <small>摂津</small>
石作庄 <small>播磨</small>	六人部庄 <small>丹波</small>
熊坂庄 <small>加賀</small>	宗像社 <small>筑前</small>
三箇庄 <small>同</small>	眞清田社 <small>尾張</small>
服織庄 <small>駿河</small>	國富庄 <small>日向</small>
已上八条院御領	
麻生大和田庄 <small>河内</small>	諏訪社 <small>信濃</small>
已上女房御領	
右、庄園拾陸箇所、注文如此、任本所之沙汰、彼家如元為有知行、勒状如件、	
寿永三年四月六日	
●源頼朝下文案●(28-13)	
下 尾張国海東三箇庄	
可早如元為池大納言家御沙汰事	
右件庄、如元為彼家御沙汰、可令執行庄務之状如件、敢不可違失、以下、	
寿永三年四月廿二日	
前右兵衛佐源朝臣 <small>(源頼朝)</small>	
●圓性(平光盛)處分状案●(28-14)	
處分事	
一、嫡女 <small>(甲子内親王)</small> 安嘉門院宣旨局分	

第2紙

指定の重要文化財となり、一九八九(平成元)年から修復事業も開始され、一九九六年に至り完了した。

『久我家文書』の補修にあたっては、この文書が当初のままに伝来している点に留意され、その原状に復することが第一義とされた。したがって保存の良好なものは繕い修理のままとされ、他はすべて裏打をおこなったうえで、文書の伝存形態に応じて卷子、冊子、台紙貼などに仕立てることが基本とされた。とくに卷子については二度裏打とし、古い装幀の施されているものは解装し、古い裏打紙は除去することとされた。⁽¹⁾

本稿では「久我家文書」および「池大納言家領相伝文書案」について、そして両者の関係を踏まえたうえで、「池大納言家領相伝文書案」(一七二〜一八四頁上掲図参照)のうちの一通の関東御教書案を取り上げることとしたい。そもそも「池大納言家領相伝文書案」の総料紙数は一六紙におよび、しかもどの料紙も同じような法量である。しかしながら、問題となる関東御教書案にかかる一部分のみ、極端に横幅の短い、いかにも不自然な法量の料紙が使

33.1×31.3

33.1×55.7

安嘉門院御領三箇所 尾張國真清田
播磨國石作庄
美濃國三村庄

河内国大和田庄 嚴勝光院法元堂領

伊勢国木造庄 六條院領

美濃国弓削田庄 後高倉院御時、申立印納、可子孫相傳之由、
成賜如院下文、被院領

一、次女 尼正縁房分

伊賀国六箇山 大神宮領相傳信濃國諏訪社、
四十餘年知行之地也

一、三女 尼戒阿房分

大和国長原庄 代々相傳有子御之地也

一、四女 三条局

播磨国這田庄 得長義院領

尾張国海東上・中両庄 蓮花王院領

一、五女 冷泉局

尾張国海東下庄 蓮花王院領

肥後国球麻人吉庄 同領

一、六女 安芸国安麻庄 安嘉門院御領

大和国野邊庄 安嘉門院御領

美濃国弓削田庄 加納半分眞如院領

一、七女 安嘉門院内侍局

大和田庄内田地七丁

美濃国弓削田庄 加納半分眞如院領

第3紙

用されているのである。ちなみに現在、「池大納言家領相伝文書案」は新番号で二八号文書とされ、所収の古文書には(一)～(一九)までの枝番号が付されている。枝番号そのものは旧番号と変更がないようで、このことはつまり現在みる卷子構成は國學院大學への寄託・譲渡以来の様態を伝えるものであることを意味しよう。さらに「池大納言家領相伝文書案」の内容に鑑みて、これが江戸時代や明治時代に改変された可能性は考えにくいことから中世、それも鎌倉中期以来の料紙構成のままに伝存していると考え、て差支えないものである。

そこで本稿では、くだんの関東御教書案について、古文書の様式、そして資料の傷みを中心とした現状、さらに「池大納言家領相伝文書案」における関東御教書案の位置付けなど多様な観点からアプローチを試みたいと思う。このことは同時に「池大納言家領相伝文書案」の作成の背後に潜む、作成者の意図を明らかにするとともに、同卷子の歴史の意義を問い直すことに繋がるであろう。

第4紙

33.0×55.7

33.1×13.9

右処分、委細見于各別讓状、大略注進如件、
寛喜元年六月 日
平光徳 円性

●関東御教書案●(28-15)

御領等事、故右大将家被免進池大納言家御注文

三通令披露返進之、注載平家没収之地、自

後白河院以令下賜給之所々、如此御計候乎、若子細

出来者自関東無成敗之外、輒不可及是非候状、然者

以件所々内当知行之地、令分讓御息女給之条、何

事候哉之由、可申之旨候也、恐惶謹言、

寛喜元年七月六日

北条泰時 武蔵守平 在御判
北条時房 相模守平 在御判

進上

平光徳 八条二位入道殿

●源頼朝書状案●(28-16)

平さ^{（出家）}相のもとへ申候国事かうちのことも、

そのついでにし^{（出家）}まいらするよしを申候ぬ、

御す^{（出家）}けのことは、いかにもくはからひ申すに

あたはず候ことにて候也、のちにひとの御心に

かなふはからひは、人のえせぬことにて候、いか

にもくのちあしからぬ御はからひにて候へし、

五月廿五日御ふ^{（前）}たしかに六月七日み候ぬ、さり

ともへちの御大事はしとこそ思給候へ、さ

第6紙

第5紙

1 様式上の違和感

御教書は、奉書（侍臣や右筆が主の命令を伝達する際、その侍臣・右筆の名前で発給する書札様式の文書）に類されるものの一形態で、三位以上の公卿やそれに準ずる者（寺院における僧官僧綱の最上位である僧正など）の政所（家司が、主命を奉って発給したものを、とくにこのように呼ぶ。御教書一般の様式上の特徴として、書止文言に「依仰執達如件」「仍執達如件」のような奉書式文言が用いられること、主命をうけてその奉書の作成にあたった者（奉者）の名は、日付の直下に記される日下署判の形態をとること、書札様式なので宛所は日付の奥部分に記されることなどが挙げられる。なお、発給者と受給者の官位・家格関係にに応じて、使用する文言や書体―真・行・草―の使い分け、つまり書札の厚薄もみられた。

一方の関東御教書は、鎌倉幕府において將軍の命令を奉じてだされた文書であり、ほかに「將軍家御教書」「鎌倉殿御教書」とも呼ばれる。右の御教書一般における様式上

33.0×42.2

りなからもしの事候はむに、(公道)きうたちの御すへのごおほつかなくおほしめすこと候へからす、たゞまめやかか御大事の候はむのみぞ、あさましきことにて候はん、きうたちの御事などは、なにことにはとがかうの事候へき、たゞ(後世)こせの御いとなみ候ハ、それにまさること候へからす、人のは、(か)なくなくなり候事は、つゐのところにて、おくれさきたつといふはかりのことにてこそ候へ、さきの(平定)たいふなどめしとられて候事こらん候ぬ、世中又なにおかおほつかなくおほしめし候へき、いまいちと(見参)けさんし候はさらんことのみぞ、まことにあさましく候、そもさりとも、いかてかきとはかなきこととおはしまし候はん、けしうはよもおはしま

し候はしとこそ、たのもしくおほえ候へ、したのさうの事、きうをまいらせかへ候て、(昔)みなみのうは、御された候はんこと、なにかはくるしく候へき、地ぬしはかりこそ、人にたふ事にて候へ、世中(落)をちみ候はむのち、さまたけいまは候へからす、(元暦二年)六月七日

(原判)在御判

●源頼朝書状案●(28-7)

御ふみこまかにうけたまはり候ひぬ、御あとの

第7紙

の諸特徴は、関東御教書においても基本的には継承された。また幕府発給の文書という性格上、その用途はおのずから幕府の政務一般や命令の伝達を主とした。ただし、幕府が所領・所職の給付や承認をおこなう際、裁判の判決といった永続的効力を期待する事案には下文もしくは下知状が使用されており、取り扱う内容に応じた使い分けがあった。

さらに一口に関東御教書といっても源家将軍三代の時期のそれと源家将軍以後の幕府から発給された関東御教書では異なる点も存在した。源頼朝や子頼家・実朝の代の御教書では、その署判は、右筆や政所家司ら側近者たちが加える形式をとったことにたいし、元仁元年(一二二四)に北条義時が没し、子泰時および義時の弟時房が執権・連署となり複数執権制の開始に至ると、それにもない位署も執権・連署の両名が署判を加える構成となり、これが以後における関東御教書の一般的な様式として定着した。(3)

ところが高橋一樹氏(4)は、右のごとき関東御教書の古文書学的な理解にたいし、これらの関東御教書は六波羅探題や御家人らを宛所とした際に使用されたものであつて、一方

33.0×48.7

こと、いつれのきうたちにもきたしつづけま
いらせ給たらん、なにかおほつかなく候へき、た
れくもさまたけ申候はむハ、ひかことにこそ候
はめ、あなかしく、

（文治元年）
十一月十九日

（頼朝判）
在御判

●北條時宗書状案●(28-8)

池宣旨局の御ゆつりの事、うけたまわはり
候ぬ、このよしを申すへきむね候なり、あなか
しく、

弘安五年
九月六日

（北条時宗
在御判）
ときむね

●三條局讓状案●(28-9)

むかしの人く、いけの大納言との（用部卿）・きやうふ（地侍）経
の殿など、又六はらのあまこせんなどの
御けうやうともくよくよく候へく候、こ入道と
の・はこせんの御けうやうなどハ申にをよ
ひ候はず、（官位）仁わしとの御事、あまか候つる
かはり候はず、よくくこころやすく
思まいらせをハしませ、それそれらしく候
ハんする、

第 8 紙

で執権・連署らが將軍の意を奉じて公家側に宛てて発給し
た関東御教書（公家宛関東御教書）では、右の関東御教書
一般の様式とは異なる特徴を備えた様式が使用されるな
ど、使い分けられていたという事実を明らかにされた。
氏の成果は多岐にわたるが、一先ず本稿の関心にかかわ
る範囲―様式面―で整理すれば次のとおりである。

①公家宛関東御教書は、書止文言を「…之由所候也、
恐惶謹言、」⁽⁵⁾や「…之由所候也、仍言上如件、恐惶
謹言、」⁽⁶⁾などとし、署判は「官職名＋（姓＋）名乗
り＋裏花押」で構成し、名乗りは自署するという様
式上の特徴がある。

②公家宛関東御教書の初見は、（嘉禄二年（一二二六）
四月二十八日付関東御教書案⁽⁷⁾である。これは時期的
には、藤原頼経が征夷大將軍に宣下され、また正五
位下、右少将へ叙爵任官（嘉禄二年正月）されて以
後のものである。

③同一の公家に宛てて発給されたものでも「…之由、
鎌倉前中納言殿御消息所候也、恐惶謹言、」⁽⁸⁾のよう

33.0×50.2

(美作) みまさかのくにゆけの庄
 (備前) ひせんのくにさえきの庄
 (尾張) おハリのくにかいとうの上・中庄

これ三所あつかり所ハしそんまでさうみさふら
 ふましきよし申をき候也、なへてハ本家のね
 んくハかりなどをこそ上へはまいらする事
 にてさふらへとも、うちくの御よのなか心くるしく
 おほえさせをハしし候へは、りやうけのどく
 (備前) ぶんをみなよくく、さたして、宮のそう正の御はう
 (房) へまいらせをハしますへく候、この申をき

候りやうけのねんく、けたいしてまいり候はずは、なきかけに
 もうらみまいらせ候はんするに候、
 わか御とくぶんには、あつかり所のとくぶんをせ
 させをハしますへく候、あなかしく、りやうけの
 とくぶん、けたいなくさたしまいらせられ候へく候、けた
 い候はうらみまいらせ候はんするに候、
 (三条局) 在判

正嘉元年九月十七日

●関東御教書●(28) 10

(美作) みまさかの国ゆけの庄・ひせんの国さえきの庄・
 (備前) おハリの国かいとう上・中庄のあつかり所しき
 (尾張) の事、三条局の譲にまかせて、御ちきやうさうめ
 (頭) あるへからす候、りやうけ職も同御沙汰あるへく候、

第9紙

に書止文言の様式が異なる場合がある。一例とし
 て、この場合は將軍藤原頼経が貞永元年(一二三三)二
 月に従三位に叙され、天福元年(一二三三)正月
 に権中納言に任じられたが、翌二年十二月に辞した
 ことにともなう変化である。以後においても按察使
 任命(嘉禎元年(一二三五))に対応した「鎌倉按
 察殿御消息所候也、恐惶謹言、」や権大納言への任
 官と辞職(曆仁元年(一二三八))に対応した「鎌
 倉前大納言殿御消息所候也、」⁽¹⁰⁾という書止文言の変
 化がある。

公家宛関東御教書は、書札様式の書止文言をもち、署判
 には受給者にたいして一層鄭重な様式である裏花押をとも
 なう。その使用にあたっては宛所による使い分けだけでは
 なく、そのときどきの頼経(以降の將軍たち)の地位・身
 分に応じた様式の変化があつたのである。

前置きが長くなつたけれども、ここで問題にしよとす
 る関東御教書案も圓性(以下、平光盛に統一して表記)に
 宛てたものであり、公家に宛てた関東御教書といふべきも

33.1×55.3

33.0×49.7

<p>●圓性（平光盛）讓状案●28―12） 大和田庄に、このうち田七丁をハわけて ないしとのにたひ候なり、 <small>（安嘉門院内格局）（給）</small></p>	<p>京<small>（屬地）</small>のやちの事、関東の御口入におよはざるよし申 へきむね候、あなかしく、 文永二年 閏四月廿九日 <small>（北条時宗）在御判 相模守 （北条政村） 左京権大夫 在御判</small></p> <p>●北條時宗書状案●28―11） 御領あむとの事、かしこまり候てうけ たまハリ候ぬ、返々よろこひ申候よし、 申させ給へく候、あなかしく、 文永二年 十一月十四日 <small>（北条時宗） ときむね</small></p>
---	---

第 10 紙

のである。しかし、高橋氏の指摘を念頭におくとき、当該の関東御教書案には不審な点が浮かび上がってくる。

御領等事、故右大將家被免進池大納言家御注文三通令披露返進之、注載平家没収之地、自後白河院以令下賜給之所、如此御計候乎、若子細出来者、自関東無成敗之外、轍不可及是非候坎、然者、以件所々内當知行之地、令分讓御息女給之條、何事候哉之由、可申之旨候也、恐惶謹言、

（紙継ぎ）
寛喜元年七月十八日
（北条時宗）
武蔵守平在御判

（北条時房）
相模守平在御判

進上
八条二位入道殿
（圓性、平光盛）

（紙継ぎ）

鎌倉幕府が、平光盛にたいして、かつて池大納言家領が源頼朝の三通の下文（いずれも「池大納言家領相伝文書」卷子に収載）¹²⁾に基づいて平頼盛へと返付されたという事実を確認したと、池大納言家領の処置については鎌倉幕府の承認をとまうべき旨などを伝達したものである。また日付けが光盛卒去（寛喜元年（一一二九）七月二十日）¹³⁾

33.1×55.2

宣旨の局に譲渡庄々の事

かうち(河也)の國麻生大和田庄い勢(尾張)のくに木造庄

おはりの國眞清田社

これら嫡女あかもん院(安嘉門)の宣旨、なかくゆつり(水)つり(謙)わた(渡)すなり、この大納言入道(重直)の(平頼忠)の(給)き日の八講(尼)あまこせん(御前)のために(同)おな(忠)しきく日(宣)の念(通雅)佛(尼)などしを(宣)きたる定に、心(未)にいれて(世)すゑのよ(辨)まて(息)けたいなくおこな(主)はるへし、この庄(知)々のめ(沙汰)しなれば、そのことけたいありてハ、庄(法印)をもし(重直)るへ(宣)きならねは、よく(塔)く(塔)さ(塔)たあるへし、正月廿八日母(法印)のう(重直)せにし(宣)き日・月(塔)き、ハかたう(塔)の事、おのく(宣)うらん盆(宣)なとまてしを(宣)きたる定、よくく心(宣)にこ(宣)ろをそへて(宣)さ(宣)た(宣)せ給へし、六条のあまうゑの十一月十九き日、とう院(宣)との(宣)十二月廿三日、こ法印の十月八日なと(宣)もけたいあるまし、大和田ハ外威(宣)のさうてん所を、後白河院(宣)ニよ(宣)せまいらせて、子孫(宣)さうゑすましき(宣)斤御下文給はりたるに候へハ、新しくみえて候、木造ハ、先祖(宣)越前守正度の領六・七代になりて候、それも、後高倉院(宣)の宮の御時の御下文

にしさいみえて候、おはりの眞清田ハ、きをん女御と

申し人しりはしめて、このいゑ二知行して六

十余年なり候、さうゑあるましき所なり、これら

ま(宣)ん(宣)さい御前(宣)のち二ハか(宣)ならずゆつ(宣)つら(宣)せ給へし、

安貞三年二月廿日

内判 平光盛

第11紙

の直前であることから、みずからの死を予期した光盛が息女たちに池大納言家領を分譲せんとし、そのうかがいを幕府へたてたことを示す、幕府からの返事と理解されてきた。様式的にも書札様式の書止文言を備え、執権と連署による署判が据えられている。

しかし、これを公家宛関東御教書と考えるには、年月日が書下年号であること、名乗りの自署をとまなわなないこと、そして裏花押ではないことなどに違和感を覚える。さらに加えて、節を改めてみるように、本文書の和暦年月日・署判・宛所を記載した部分の料紙(第五紙)だけが、所収文書の料紙の平均法量と較べて異常に横幅が短い不自然なものが使用されている。そこでまずは、同様に執権北条泰時・連署北条時房体制期にだされた公家宛関東御教書的事例(表1)との比較をおこなうこととする。

最初に署判の項に注目したい。正文である③⑦⑩からは、高橋氏の指摘どおり公家宛関東御教書では、名乗りの自署および裏花押を据えることが一貫していたことが確認できる。一方で案文として伝存する①や②の場合、裏花押

33.0×48.6

●圓性（平光盛）讓狀案●28（13）
 せんしとのく御ゆつにかさねてゆつりわたす所々
 ニヶ所か事
 みのくみむらの庄
 （美濃）（三）（村）
 （播磨）（石）（作）の庄
 はりまのいしくくりの庄
 このうちみむらは、さうてんのしさいありて、
 （守貞親王）
 後高倉院ニ申て、安嘉門院ニよせまいらせて、庁下文
 給はりて、子孫さうてんすへき所なり、いしくくりハ、
 本領主の手よりこ大納言殿ゆつりえて、五十ねんに
 をよびてしり候をゆつりわたす、大納言入道とのく
 忌日のはかう・あまこせんのみき日念佛などの事
 しをきたる定二、たとひ庄そんしなとしたり
 とん、けたいなくさたせ給へし、正月廿八日
 ハハのき日・うらん盆・月きなど、心にいれてきた
 候へし、これをハあせちとのに、のちにハゆつらせ給へ、
 安貞三年二月廿日
 （在判）平光盛

●安嘉門院宣旨局讓狀案●28（14）
 はりまのいしくくりの庄、内入道殿かきを
 かせ給たるまくに、さくらハさくらむあとはは、
 五条とのにゆつりわたす、たのさままたけある
 ましく候、あせち殿とてさくらふをなし

第12紙

文書名	年月日表記	書止文言	署判①(日下)署判②(奥)	宛所
① 関東御教書案	(寛永)「嘉禄二年」 四月十九日 (1226)	…以此趣、可有御披露之由、内々所候也、恐惶謹言、	①武蔵守平泰時 裏判 ②相模守平時房 裏判	—
② 関東御教書案	九月十二日 (嘉禄2年(1226))	…以此旨可令披露給之由候也、恐惶謹言、	①武蔵守平泰時「(裏書)在判」 ②相模守平時房「(裏書)在判」	—
③ 関東御教書★	十一月廿八日 (嘉禄2年(1226))	…以此等之趣、可令申沙汰給旨所候也、恐惶謹言、	①武蔵守泰時「(裏花押)」 ②相模守時房「(裏花押)」	進上 宰相僧都御房
④ 関東御教書案	寛喜元年七月十八日 (1229)	…之由、可申之旨候也、恐惶謹言、	①武蔵守平在御判 ②相模守平在御判	進上 八条二位入道殿 (圓性(平光盛))
⑤ 関東御教書案	寛喜元年(原本文と同筆) 十二月十七日 (1229)	…之由、可有御披露之旨所候也、恐惶謹言、	①武蔵守平泰時「(裏花押あつたか)」 ②相模守平時房「(裏花押あつたか)」	進上 右兵衛督殿 (藤原光俊)
⑥ 関東御教書案	寛喜二年(原本文と同筆) 三月三日 (1230)	…以此旨、可令披露給之由候也、恐惶謹言、	①武蔵守平泰時「(裏花押影)」 ②相模守平時房「(裏花押影)」 ※影写本による	— (藤原光俊)
⑦ 関東御教書★	(後整介)「寛喜二年」 四月廿八日 (1230)	…以此趣可有御披露之由所候也、恐惶謹言、	①武蔵守「泰時」(裏花押) ②相模守平「時房」(裏花押)	—
⑧ 関東御教書★	(寛永)「寛喜三年」 六月廿五日 (1231)	…以此趣可被披露候之旨所仰也、恐惶謹言、	①武蔵守平「花押」 ②相模守平「花押」	— (押定近衛基通)
⑨ 関東奏状	七月廿九日 (文暦2年(1235))	…以此趣可有御披露之由、鎌倉前中納言殿御消息所候也、恐惶謹言、	①武蔵守平泰時(白裏・裏花押か) ②相模守平時房(白裏・裏花押か)	謹上 二条中納言殿
⑩ 関東讀文★	十月廿八日 (嘉禄元年(1235))	…以此趣可有御披露之旨、鎌倉按察殿御消息所候也、恐惶謹言、	①武蔵守平「泰時」(裏花押) ②相模守平「時房」(裏花押)	—

【表1】公家宛関東御教書（執権北条泰時・連署北条時房期） 文書名の★は正文であることを示す。
 出典 ①「山城随心院文書」(「兵庫県史 資料編 中世」19冊)、②「高野山宝簡集」五十一(「大日本古文书 高野山文書」2-60)、③「高野山宝簡集」四十八(「大日本古文书 高野山文書」2-9)、④「久我家文書」(「久我家文書」第一冊)、⑤⑥史料編纂所写真帳「長福寺文書」乾(「長福寺文書の研究」)⑦「水室文書」(「広島大学所蔵 猪熊文書」、⑧「尊経閣文庫所蔵文書(編年文書)」(「福井県史 資料編 2」)、⑨「天台座主記」(「天台座主記」)、⑩「高野山宝簡集」五十一(「大日本古文书 高野山文書」1-56)

人にてさぶらふ、のちには中納言(久保通基)とのにゆ
つらせ給へ

文永三年十月廿六日

在判(官局)

●安嘉門院宣旨局議状案●(28-15)

ゆつりわたす、

はりまのくに(播磨)にいしつくり庄(作)

五条とのにゆつりまいらす、たのさまだけ

あるましく候、さうてんのやう、こ入道との(平光盛)

ゆつりふみにミえて候、申をかれてさぶらふ、

事とも、たかえさせ給ましく候、

こうあむ元年四月廿一日

在判(官局)

32.3×47.2

●安嘉門院宣旨局議状案●(28-16)

ゆつりわたす、

のくに大わたの庄(相世)

おはりのくにまきよだのやしろ(新清忠)

いせのくにこつくりの庄(伊勢)

ちひかしのとう院地(東洞)

この庄々・むめ(梅小路)のこうちの地、久我との、あまこせんに(久保通基)

ゆつりまいらす、たのさまだけあるへからす、こま

第 13 紙

であったことを意識して作成されている。公家宛関東御教書における裏花押の存在は、受給者の側においても常識の範疇に属する、いわば要点だったのだろう。⁽¹⁴⁾ また⑨は、高橋氏が論中にて自署・裏花押であった可能性を示唆している。同様に⑤⑥にかんしても、本来は名乗りが自署、かつ裏花押が据えられていたものと考えてよいだろう。

ところが、④および正文の⑧は執権・連署らの名乗りの自署をとまわず、裏花押でもない、公家宛関東御教書の署判の特徴にそぐわない事例である。その理由について、いまのところ明確な根拠を見出しがたいけれど、どちらも出家しながらなおも家督の保持ひいては世俗活動を継続する「出家入道」⁽¹⁵⁾ に対して発給された文書という共通点を有す事例であることは、注意を要すのではないか。

すなわち④の宛所の平光盛は、妻に先立たれた悲歎を契機に出家し、圓性を号す(寛喜元年正月)のだが、その直後に嫡女・安嘉門院宣旨局にたいし池大納言家領のうちから伝領をおこなっている(同年二月二十日)。近親者の死去を契機とした出家⁽¹⁶⁾ 以後も依然として家督保持者の立場か

第 14 紙

33.1×49.0

〔位八條二少〕^{〔宇光徳〕}位入道との、ゆつりふミにか、せ給て候、

そのやうたかハす御さたさふらふへく候、

まきよたのやしろハ、御いちこの、ちハ、^{〔久保〕}

ひめ御前^{〔坂津〕}ん^{〔一〕}にゆつりまいらせさせおはしま

へく候、^{〔安藤門院左衛門督局文〕}

（私安）こうあむ元年四月廿一日

在判^{〔百目局〕}

●久我通忠後至讓状案 ●(28-17)

ゆつりまいらする庄々

かわちのくに大わたの庄^{〔河内〕}

いせのくにこつくり庄^{〔伊勢〕}

をはりのくにかいとうの^{〔尾張〕}

この所く、^{〔久我通忠〕}さきの内大臣殿へまいらせ候、この庄々ハ、

いけの大納言のりやうゆしよたにことなる^{〔伊勢〕}

所にてさふらふ、のちのさまたけあるへからず、

正をう二ねん二月廿七日

在判^{〔久我通忠至讓〕}

第 15 紙

ら所領の分譲を差配する光盛の姿は、まさしく「出家人道」にほかならない。また⑧の宛所近衛基通の場合、出家が承元二年（一二〇八）（法名行理）、卒去は天福元年である。つまり⑧発給の時点においてすでに出家の体であった。⑧は、近衛家領の越前国宇坂荘に設置された地頭と預所とのあいだに所務の遵行をめぐる齟齬が生じたことを発端として、基通（行理）が幕府へと訴え出て、宇坂荘の預所が莊務を差配し地頭はそれに従うべきという幕府の意向をえたものである。^{〔17〕}基通（行理）が「出家人道」として領家の権能を行使した事例といえよう。

このように④と⑧の署判の様態がその他の公家宛関東御教書のそれとは異なることの理由は、あくまで仮説の域をでないものの「出家人道」宛てであることにちなむのではないか。実際、朝廷官職においては基本的に「出家人道」での在任がないことは周知であるし、中世を通じて出家を契機として官歴を終えることが一般的な感覚として存在した。^{〔18〕}一方、関東御教書という文書様式は、とくに源家將軍以後のそれは幕府が京都の公家社会において機能すること

30.0×49.9

●五條局議状案●(28-18)

又申おきて候事とも、つゆも

たかへさせをはしますましく候、

はりまのくにいしつくりの庄、一このうちハ、久我

のさきの内大臣殿になかくゆつりまいらせ候、他の

さまたけさふらふましく候、おかしの人々

のきにちけたいなく御さた候へく候、

正をう二ねん五月廿九日

在判

●関東御教書●(28-19)

河内国麻生大和田庄・播磨国石作庄等領家

職事、可為久我前内大臣家御沙汰之由、可被

申入之状、依仰執達如件、

正安四年十一月廿一日

相模守在御判

中務大輔殿

陸奥馬助殿

第 16 紙

を期したものであった⁽¹⁹⁾。このような背景を踏まえれば、朝廷の官位体系に現任の人びとへ宛てた場合と「出家入道」に宛てた場合とでその対応に差異が存在し、それが様式上に体现されたという可能性も皆無ではないように思われる。

では次に年月日の表記はどうか。④は年月日を一行に記す書下年号だが、④以外のすべての事例において、月日だけを記す書札様式の年月日の表記を採用し、年月日の表記の点で④は例外的な存在であることを認めざるをえない。

まず正文③⑩は月日だけを記載し、⑧は年付「寛喜三年」の手跡が本文とは異なる。⑦は、これまでの活字翻刻では年付も本文と同筆とされてきたが、改めて確認すると本文の手跡とは異なる可能性が高い。また案文のうち②⑨は、月日だけという正文のようすを伝えるものであり、①も「嘉祿二年」の字は、同文書中の後筆であることが明白な端書部分の字と同筆である。したがって、当初、正文を写し控えた時点では月日のみを記載したものだったこと、年付をとまわなかった正文の原状を読み取り可能である。公家宛関東御教書の年月日の表記は、月日のみ(年付をと

もなわない）が定型であったことが、ここから確認できる。

それでは残る案文⑤⑥はどうか。両文書について刊本（石井進編『長福寺文書の研究』山川出版社、一九九二）は「付年号は本文と同筆とみられる」旨の注記を付している。管見の限りにおいても付年号と本文とが同筆であることは肯うけれども、右にみたごとく公家宛関東御教書の年月日表記の傾向を考慮するならば、⑤⑥は案文作成のタイミングで作成者によって年付が付記されたことによる同筆とみるべきだろう。⁽²²⁾やはり正文では年付をとまなわなかった原状が推定される。かくして、唯一、書下年号によって記されている④は、公家宛関東御教書の年月日の表記の様態として不適格な事例といわざるをえない。

さらに公家宛関東御教書の様式上の特徴には、書止文言に書札風の文言が使用される点にもある。ここではその直前の語句をも視野に入れつつみておきたい。

【表1】中の③と④を除いたすべての公家宛関東御教書において、「可有御披露之由（旨）」（①⑤⑦⑨⑩）や最上級の尊敬表現である「可令披露給之由」（②⑥⑧）が必ず記されている。また一見例外のような③も、文書の内容をよくよく読み込むと、幕府が高野山側にたいして、（高野山としての）理非を論じ趣意を申し述べられるべきであるとの旨を「以此等之趣、可令申沙汰給旨、所候也、⁽²³⁾」という尊敬表現を用いて伝達したものと見えるだろう。一方の④はどうか。「之由、可申之旨候也、恐惶謹言、⁽²⁴⁾」とあり、平光盛に宛てた公家宛関東御教書としては上意下達の旨を伝達するかのごとき雰囲気をもつ、いささか敬意を欠く印象である。仮に、さきの署判のように光盛が出家入道であることをその理由とするにしても、「近衛禅定殿下（近衛基通）⁽²⁵⁾宛て関東御教書（⑧）の文末と書止文言では最上級の尊敬表現が用いられている事実と整合的ではない。あるいは池大納言家と近衛家という家の格差の可能性もあるが、さきに指摘したとおりどちらも出家入道＝朝廷官位体系の埒外に位置するという意味では同列である。つまり④以外

のすべての事例において、幕府は宛所にたいしきわめて丁寧な披露の文言をもって伝達をおこなっているのである。こうした点からも公家宛関東御教書としての④の位置付けには、疑問が残るといえよう。

2 連続しない水損痕と虫孔

そこでこの節では、かかる不自然さをさらに追究すべく「池大納言家領相伝文書案」の紙継ぎと料紙の虫孔、つまり資料の現況に目を向けることとしたい。

まずは「池大納言家領相伝文書案」の卷子の構成を振り返っておく〔表2〕²³⁾。

法量は、概ね縦三三〜三三三、横四〇〜五五の均一な料紙が使用されている。

ところが、これら料紙のうち異彩を放つのが第五紙で、縦の法量は平均的な三三・一糎であるのにたいし、横幅は一三・九糎と極端に短い。そして、この第五紙に記載されているのが「(寛喜元年七月六日付) 関東御教書案」(二八〈五〉)の和暦年月日以下の部分、つまり当該文書を関東御教書と考えるうえで要点となっている部分なのである。この節では、いったん記された文字情報を離れて、資料そのものを検討の素材としたい【図1】。

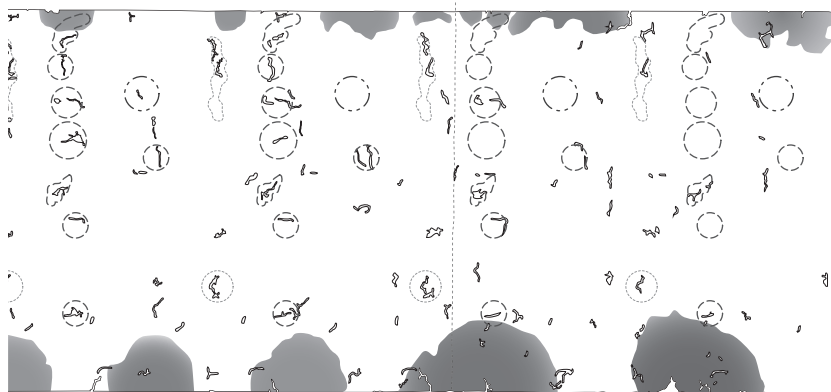
検討にあたり着目したいのは、傷みの状況である。古文書に特徴的な傷みには、「擦れ」「折れ」「破れ」「虫喰い穴」「水損」がある。いずれも文書の保存環境として望ましくない状況下に、長い時間にわたっておかれたことが原因で発生したもので、ここでは、このうち「虫喰い穴」と「水損」が顕著である。

文書番号 と 枝番	文書名	和暦年月日	料紙
28(1)	源頼朝下文案	寿永3年4月5日 (1184)	第1紙(縦31.6×横54.2cm)
28(2)	源頼朝下文案	寿永3年4月6日 (1184)	第1紙 第2紙(縦32.9×横55.8cm)
28(3)	源頼朝下文案	寿永3年4月22日 (1184)	第2紙
28(4)	円性処分状案 (平光盛)	寛喜元年6月日 (1229)	第3紙(縦33.1×横31.3cm) 第4紙(縦33.1×横55.7cm)
28(5)	関東御教書案	寛喜元年7月18日 (1229)	第4紙 第5紙(縦33.1×横13.9cm)
28(6)	源頼朝下文案	元暦2年6月7日 (1185)	第6紙(縦33.0×横55.7cm) 第7紙(縦33.0×横42.2cm)
28(7)	源頼朝下文案	文治元年11月19日 (1185)	第7紙
28(8)	北条時宗書状案	弘安5年9月6日 (1282)	第8紙(縦33.0×横48.7cm)
28(9)	三条局諷状案	正嘉元年9月17日 (1257)	第8紙 第9紙(縦33.0×横50.2cm)
28(10)	関東御教書案	文永2年閏4月29日 (1265)	第9紙
28(11)	北条時宗書状案	文永2年11月14日 (1265)	第10紙(縦33.0×横49.7cm)
28(12)	円性諷状案 (平光盛)	安貞3年2月20日 (1229)	第10紙
28(13)	円性諷状案 (平光盛)	安貞3年2月20日 (1229)	第11紙(縦33.1×横55.3cm) 第12紙(縦33.1×横55.2cm)
28(14)	安嘉門院宣旨局 諷状案	文永3年10月26日 (1266)	第12紙 第13紙(縦33.0×横48.6cm)
28(15)	安嘉門院宣旨局 諷状案	弘安元年4月21日 (1278)	第13紙
28(16)	安嘉門院宣旨局 諷状案	弘安元年4月21日 (1278)	第14紙(縦32.3×横47.2cm)
28(17)	久我通忠後室諷 状案	正応2年2月27日 (1289)	第15紙(縦33.1×横49.0cm)
28(18)	五条局諷状案	正応2年5月29日 (1289)	第15紙 第16紙(縦30.0×横49.9cm)
28(19)	関東御教書案	正安4年11月21日 (1302)	第16紙

【表2】卷子構成

(a) 水損の痕跡

まずは天部と地部に生じた水損、【図1】では墨色で示した箇所（原文書では茶色ばんだ箇所）に着目する。地部のそれはドーム形状をしており、奥に進むに従って小さく、そして薄くなる。卷子装の資料に典型的な「水損」の痕跡である。また一定の間隔で付いていることは、料紙を巻いた状態で、外側から被った汚水が浸潤し生じたものであることを示す。したがって、水損が生じた時点において、すでに料紙は今日我われが目にするのと同じ紙継ぎの



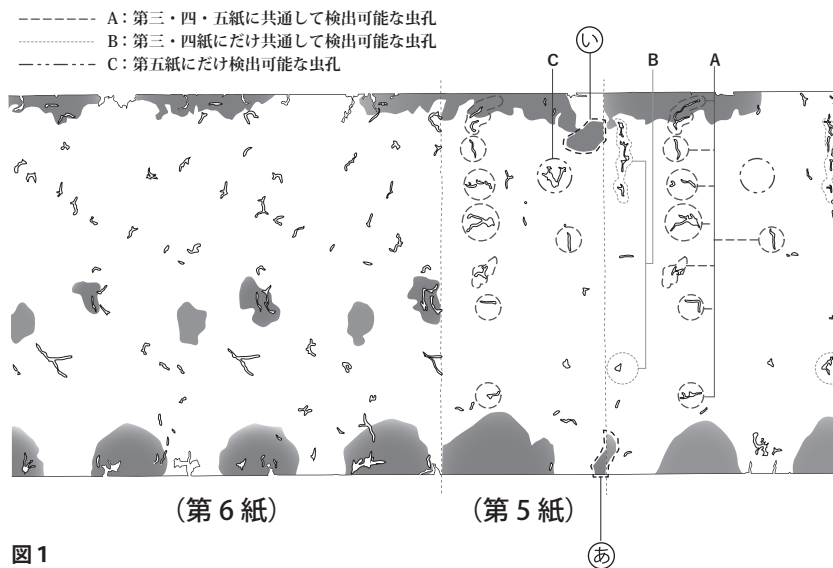
(第4紙)

(第3紙)

様態であったことがここから明らかである。例えば、第三紙に生じた水損は、その間隔の一定さからも第四紙へと関係が及ぶものとみて間違いない。後述するように、両紙間で多くの虫喰い穴の照合が可能な点も、第三（圓性処分状案の前半）・四紙（圓性処分状案の後半、関東御教書案の本文）が当初から続紙であったことを推定させる。

ところが、第五紙（関東御教書案の和暦年月日・署判・宛所）に残る水損痕は、第三・四紙のそれとは連続しない、むしろやや大きく、かついくぶん濃い。仮に第三・四・五紙が続紙であり、さらに汚損の際に卷子状（第五紙が内側）になっていたのであれば、現状のごとき形状や濃さにはなりえない。さらに、第四紙と第五紙の接合部分には、波打った線状の水損痕（㊸）がみえるが、これを原本によって確認すると、両痕跡が連続していないこと（第四紙㊸と第五紙㊸が偶然合致したものであること）が明白である。

続く第六紙は第五紙と連続しない。このことは卷子の構成（表2）からも明らかだが、傷みの観点からも第六紙の地部の水損痕はほとんど等間隔というべき様態である一



方、第五紙のそれとは非連続であることもその証左となる。また第五紙の水損痕の左側、つまり第六紙との境目部分に差し掛かる水損痕は不自然な形状を呈する。第五紙の左端は裁断されたものではないだろうか。

それでは天部の水損痕はどうか。【図1】の水損痕の形状として特徴的なのが第五紙の天部のもので、右端に饅頭笠を逆さまにしたごとき、半円状の痕（い）がある。これは第五紙に付いた水損痕のうちでも比較的濃いものだが、不思議なことに前後の料紙への影響が一切ない。以上から、水損の生じた状況として推定されるのは、続紙（あるいは成巻以後の卷子）が広げられた状態で生じたか、もしくは案文作成時点すでに料紙には水損痕が存在しており、案文の作成に際してあえて第五紙として利用されたかのいずれかであろう。なお、いの水損痕にかかわって、第五紙の右端部分についても裁断をうかがわせる。いの右端が料紙の継ぎ目に沿って水損痕が切れている。

(b) 虫孔

【図1】には、第三・四・五紙の紙継ぎを考える上でとくに手掛かりとなる虫喰い穴（以下虫孔²⁴）も抽出した。虫孔の間隔を照合したところ、A（第三・四・五紙に共通して検出可能な虫孔）と、B（第三・四紙にだけ共通して検出可能な虫孔）、そしてC（第五紙にだけ検出可能な虫孔）の三類の虫孔に分別することができる。

右のうち数量的にもっとも多いのがAである。無論、保存環境の良し悪しに左右されるものだが、冒頭に述べたごとく「池大納言家領相伝文書案」の料紙の構成は鎌倉中期以来のそれを維持するものであり、かつ近世・近代における改変の可能性の低いことなどから、一先ずここでは虫孔の多さは単純に（その様態になって以後の）経年の長さを示すものと考えたい。するとAの多さは、第三・四・五紙が継がれてから経過した時間の長さ、つまり最終的に三・四・五紙に継がれて今日に至った時間ももっとも長いことを示している。²⁵次にBの虫孔は、第三・四紙に共通して確認できる虫孔である。ほぼ等間隔に並ぶので、やはり卷子状態で被害に遭ったものであろう。なお、Bの虫孔は第五紙左端が断裁されているために同紙には確認不可能である。したがって「第三・四紙にだけ共通して検出可能な虫孔」としておく。Cは、唯一のものであるが、とても特徴的な形状をしている。また一つの虫孔の面積としても大きい。仮に他の料紙と継がれて、保存に際し畳まれるか、または巻かれた状態で伝来し、やがて「傷み」に遭ったものであれば、前後の料紙にも影響を及ぼしたであろうことが確実な虫孔だが、前後の料紙には一切影響しない事実は見過ごすことができない。さきに第五紙の水損は続紙（あるいは成巻以後の卷子）が広げられた状態で生じた可能性と、あえて水損の痕跡のある料紙を用いて案文が作成された可能性を指摘したが、この点、虫孔の照合結果を踏まえれば、後者つまり第五紙は本来まったく別の伝来をもつ料紙であり、第五紙として関東御教書案の和暦年月日・署判・宛所となる以前、すでに特有の虫孔や水損痕をもつものであったことを示唆している。

なお、第四紙が本来は幅七〇糎ほどもあり、そこには「寛喜元年七月十八日／武藏守平在御判／相模守平在御判／進上 八条二位入道殿」も記されていたところ、なんらかの事故で当該部分だけが破損するなどして修補する必要が生じ、そのために必要な幅分の料紙が差し込まれた結果、極端に横幅の短い第五紙となったという可能性もあろう。けれども単なる修補の必要だけならば、なにも水損の痕跡や虫孔がある傷んだ料紙をわざわざ用いる必要はないはずである。したがって、例え傷みがあっても「寛喜元年七月十八日／武藏守平在御判／相模守平在御判／進上 八条二位入道殿」が記された箇所を使用すること、このことにこそ第五紙を竄入する意味があつたと考えるべきであろう。⁽²⁶⁾

3 関東御教書 仕立ての事情

ここまでで文書の様式や料紙の歪さを検討し、続紙の現況に考察を加え、現在目にする寛喜元年七月十八日付け平光盛宛関東御教書案は、本文と和暦年月日以下の部分とが不整合な関係にあることが確認された。くだんの関東御教書案は、公家宛関東御教書では本文が書札様式で記されるという、様式上の特徴を巧みに用いた作為の文書である可能性が考えられる。

すると問題は、いったい誰が、どのような目的のもと、これを「池大納言家領相伝文書案」のうちの一通としたのか、その改竄と卷子への構成の理由が問題となる。ただし、このことを明らかにするために「池大納言家領相伝文書案」という卷子のその構成の背景に潜む、卷子作成者の意図をまずは明確にする必要がある。そして、さらにその前提として我われは、当該の卷子を構成する個々の文書の性質や性格というものを見極めておく必要がある。

文書番号 と 枝番	年月日	文書名	内 容
28(1) (1184)	寿永3年4月5日	源頼朝下文案	平頼盛家沙汰の平家没官領17箇所を返付する。
28(2) (1184)	寿永3年4月6日	源頼朝下文案	由緒の地(4箇所)、八条院領(10箇所)、女房領(2箇所)を返付する。
28(3) (1184)	寿永3年4月22日	源頼朝下文案	平頼盛家領(海東3箇庄)を返付する。
28(6) (1185)	(元暦2年)6月7日	源頼朝書状案	源頼朝から平頼盛への返書。子女の安泰を約し、仏道を勧める。
28(7) (1185)	(文治元年)11月19日	源頼朝書状案	源頼朝から平頼盛への返書。子女らへの遺跡(所領)処分のことを承認する。
28(12) (1229)	安貞3年2月20日	円性讓状案 (平光盛)	平光盛、嫡女安嘉門院宣旨局に河内国大和田庄・伊勢国木造庄・尾張国真清田社を讓渡する。また大和田庄のうち田7丁分は七女安嘉門院内侍局に分讓する。
28(13) (1229)	安貞3年2月20日	円性讓状案 (平光盛)	平光盛、嫡女安嘉門院宣旨局を美濃国三村庄・播磨国石作庄を讓渡(一期領主)。未来領主に按察殿(五条局)を指定する。
28(4) (1229)	寛喜元年6月日	円性処分状案 (平光盛)	平光盛が7人の息女らに池大納言家領を分讓した明細。
28(5) (1229)	寛喜元年7月18日	関東御教書案	28(1),(2),(3)に記載されたうちの当知行地について、その光盛息女への伝領を認める。
28(9) (1257)	正嘉元年9月17日	三条局讓状案	光盛四女三条局、同七女安嘉門院左衛門督局に美作国弓削庄・備前国佐伯庄・尾張国海東上・中庄を讓渡する。
28(10) (1265)	文永2年閏4月29日	関東御教書案	鎌倉幕府、三条局が安嘉門院左衛門督局にたいし、美作国弓削庄・備前国佐伯庄・尾張国海東上・中庄預所職と領家職などを譲り渡すことを承認する。
28(11) (1265)	文永2年11月14日	北条時宗書状案	北条時宗、家領安堵のことを認める。
28(14) (1266)	文永3年10月26日	安嘉門院宣旨局讓状案	安嘉門院宣旨局、自身なきあと五条局が播磨国石造庄の一期領主となり、のち久我通基が伝領すべきことを定む。
28(15) (1278)	弘安元年4月21日	安嘉門院宣旨局讓状案	安嘉門院宣旨局、五条局に播磨国石作庄を讓渡する。
28(16) (1278)	弘安元年4月21日	安嘉門院宣旨局讓状案	安嘉門院宣旨局、安嘉門院左衛門督局に河内国大和田・尾張国真清田社・伊勢国木造庄・梅小路東洞院の地を譲る。
28(8) (1282)	弘安5年9月6日	北条時宗書状案	北条時宗、安嘉門院宣旨局による所領の讓渡を承認する。
28(17) (1289)	正応2年2月27日	久我通忠後室讓状案	安嘉門院左衛門督局、久我通基に河内国大和田庄・伊勢国木造庄・尾張国海東上・中庄などを譲り渡す。
28(18) (1289)	正応2年5月29日	五条局讓状案	五条局、一期ののちは播磨国石作庄を久我通基に譲ることを約す。
28(19) (1302)	正安4年11月21日	関東御教書案	鎌倉幕府、六波羅探題をして久我通基の河内国大和田庄・播磨国石作庄両領家職などを安堵せさしむ。

【表3】「池大納言家領相伝文書案」編年排列

(a) 「池大納言家領相伝文書案」を構成する文書

まずは「池大納言家領相伝文書案」を構成する個々の文書の性格を明確にしたい。そもそも「池大納言家領相伝文書案」を構成する文書は、編年に排列されているわけではない（表2）。それどころか現状の並びは、その排列に
 なら規則性を見出し難い様態である。そこで編年に従って整理し一覽化をおこなったのが【表3】である。

【表3】を通じて「池大納言家領相伝文書案」所載の文書は、五つの小群に分類可能なことに気付く。

①平頼盛が源頼朝から池大納言家領の返付・安堵をうけたこと、さらに遺跡の子女への処分が認められたことにかかわる文書群。〔枝番号1、2、3、6、7〕

②平光盛から七息女らへの伝領―とくに嫡女・安嘉門院宣旨局への譲渡―にかかわる文書群。〔枝番号12、13、4、5〕

③平光盛四女・三条局から六女・安嘉門院左衛門督局にたいする譲り渡しにかかわる文書群。〔枝番号9、10、11〕

④平光盛嫡女・安嘉門院宣旨局の知行分の処分（《宣旨局↓五条局↓久我通基》と《宣旨局↓安嘉門院左衛門督局》）
 関係の文書群。〔枝番号14、15、16、8〕

⑤池大納言家領の久我家への流入―にかかわる文書群。〔枝番号17、18、19〕

一度は平家没官領となったものの源頼朝から平頼盛へと返付・安堵されたいわゆる池大納言家領が、子息光盛による継承とその七人の息女らへの処分を経て、最終的に六女・安嘉門院左衛門督とその周辺の人物のもとへと集積されるに至る、久我家領への流入に至るまでの物語が展開されている。さらに、より具体的には二人の女性―嫡女・安嘉門院宣旨局と六女・同左衛門督局―の存在が核となっており、そこから所載文書の性格は次のように説明できる。

まずは安嘉門院宣旨局にまつわる文書群のうち②群について。枝番号(12)(13)は、どちらも父の平光盛から彼女への所領の譲渡にかんする文書＝譲状である。とくに(13)は、宣旨局以後は「あせちとの(按察殿)＝五条局」へと「のちにハゆつらせ給へ」という未来領主を設定する特約付きの伝領であった。続く(4)は、史料の内容そのものは、光盛から七人の息女らへの処分の全容を示すものだが、(12)や(13)の存在を念頭におくならば、(4)もまた実は宣旨局がえた文書のうちの一つであったと考えられるのではないか。残る(5)の関東御教書案は、これが文書様式や料紙、そして紙継ぎの様態が疑念を抱かせるものであることは既述のとおりなので、しばらく措くこととする。以上、②群は池大納言家領のうち安嘉門院宣旨局が父平光盛から譲渡された分にかかわる文書、元来宣旨局がえたところの文書の案文群と考えられる。

同じく宣旨局関係の文書群に④群がある。②群は宣旨局が父光盛からえた伝領の関係文書群であったことにたいし、この群を構成するのは鎌倉中期(光盛没後)に作成された文書で、宣旨局による所領譲渡の詳細を示す。まず(14)は、播磨国石作荘を将来的に五条殿(按察殿)⁽²⁷⁾へ譲渡することを改めて宣旨局が約束したもので、続く(15)はその十二年後に実際に宣旨局から五条殿へと石作荘の譲り渡しがおこなわれた際の文書の案文である。一見すると(14)は亡父光盛の遺言を再確認したに過ぎないように思われるけれど、宣旨局が作成した(14)の真の意義は、五条殿(按察殿)による知行以後、さらに「中納言殿(久我通基)」へと譲るといふ特約が追加されたことにこそ所在しよう。また一方で宣旨局はこの同日(16)をも作成し、安嘉門院左衛門督局⁽²⁸⁾へも所領を譲っている。そして、この左衛門督局宛て譲状もまた、未来領主に「久我のひめ御前(小坂禅尼)」を定める、一期相続であった。しかもこの「久我のひめ御前(小坂禅尼)」は、先行する研究において左衛門督局と久我忠通とのあいだに儲けた女子、つまり宣旨局にとっては姪にあたる人物と考えられている⁽²⁹⁾。かくして、かつて父平光盛より嫡女・宣旨局へと譲渡された所領群

の大半は、五条殿（播磨国石作莊）と左衛門督局（河内国大和田莊・尾張国真清田社・伊勢国木造莊・梅小路東洞院地）へと譲り渡されるとともに、石作莊は最終的に久我通基が譲り得ることが約束されたのであった。

ちなみに光盛から宣旨局へ譲渡された所領には、右記以外に美濃国三村莊と同弓削田莊があつたが、両莊についてはその動勢が詳らかではない。ただ、三村莊については、年月日未詳の「池大納言家領相伝系図」³⁰により、宣旨局から左衛門督局に譲られてのち久我家領となつたことがかろうじて判明し、また観応元年（一三五〇）八月十三日には久我長通が三村莊などを家督通相へと譲るなど、宣旨局↓左衛門督局↓久我家へと伝領した痕跡がある。弓削田莊にかんしても、(15) や (16) の弘安元年（一二七八）四月十五日前後、あるいは左衛門督局にたいする三村莊の伝領といった機会に同じく譲渡された可能性が高いだろう。これら宣旨局から妹・左衛門督や姪・小坂禪尼らへの譲りは、最終的に鎌倉幕府から譲渡の事実を承認する(8) が発給されている。ただし、(8) がだされたのは弘安五年のことで、(15) (16) の作成以後、実際に幕府からの承認には四年を要したことになる。譲りとその承認がさほどに隔たるとは考にくいのだが、その事情については明確ではない。

一方、③群は、安嘉門院左衛門督局がかかわる譲りにおいて授受された文書群である。まず(9) は、彼女が四女・三条局から美作国弓削莊、備前国佐伯莊、尾張国海東上・中莊などの預所職の譲りをうけた、その案文である。さらに(9) の内容は、(10) により鎌倉幕府から「預所職に加えて」領家職に至るまでを左衛門督局が沙汰すべき」として承認された。さらに七カ月を経た十一月、これら左衛門督局がえた領知を安堵する文書(11) が当時連署であつた北条時宗から発給されている。以上のとおり、③群は左衛門督局が姉の三条局から譲り得たところの詳細と鎌倉幕府によるその安堵といった、安嘉門院左衛門督局を中心とした文書群である。

残る①群と⑤群について、まず①群中(1) (2) (3) は、源頼朝から平頼盛へといわゆる池大納言家領が返付さ

れた際に順次発給された下文である。また源頼朝と平頼盛のあいだにおけるやりとりを示す(6)および(7)は、頼盛没後の子女たちの安堵を約束し、頼盛から申請された遺跡の処分とその安堵について承認する旨を頼朝が手ずから伝達をおこなったものである。一方、⑤群の(17)は、安嘉門院左衛門督局が河内国大和田荘、伊勢国木造荘、尾張国海東上・中荘などを久我通基に譲渡した際の譲状である。続く(18)は、さきの(14)における宣旨局から五条殿への播磨国石作荘の譲り渡しの際の「将来、久我通基に譲渡する」旨の特約を履行する文書である。最後の(19)は、かくして池大納言家領のうちから久我通基のもとへと伝領した河内国大和田荘・播磨国石作荘の両領家職について、その安堵を鎌倉幕府が六波羅探題にたいして指示したものである。以上の三通の文書から、⑤群が久我通基を中心としておこなわれた譲りと安堵にかかわる案文群とみてよい。

このように現在みる「池大納言家領相伝文書案」所載の文書の排列は、一見無秩序に思われるが、これを編年に排列し直し、小群ごとの性格を明らかにすることによって、光盛七息女のなかでも嫡女・安嘉門院宣旨局と同じく六女・同左衛門督局らが譲り得た所領にまつわる文書を中心として構成されたものであることが判明する。ただし、右記のとおり「池大納言家領相伝文書案」の棹尾を飾る文書(時期的にもっとも新しい文書)が久我通基による池大納言家領獲得の経緯にかかわる文書であることは注意したい。すなわち「池大納言家領相伝文書案」作成の意味は、これら平頼盛から久我通基に至るまでの伝領にまつわる案文群(全一九通)の存在によって最終的な受益者となった久我通基、ひいては久我家を取り巻くさまざまな状況を踏まえて考える必要があるのである。⁽³³⁾

(b) 久我通忠・通基の苦境

結論を先取すれば、「池大納言家領相伝文書案」は、十三世紀半ばの久我通光の卒去に端を発する遺領相論や後嗣

通忠の急逝という、久我家内で相次いだ危機的状况を突破するためのその経済的な足場としての家領確保の要請により作成されたものといえる。以下ではこのかんの経緯を概観するが、すでに岡野友彦氏の丁寧な紹介があるので、ここではその知見に導かれつつ整理をしていこう。

宝治元年（一二四七）十二月三日、久我通光は、その遺産の相続にかんする置文を作成した。⁽³⁵⁾ そのなかで通光は、自身亡き後の相続争いを危惧し、また彼自身も「た、し、子とおもひたるハ大納言通忠・三位中将^{雅忠}・中将^{雅光}・姫御前、これこそ⁽³⁶⁾こ⁽³⁷⁾と思て候」と記すほどに子どもらを信用せず、事実上の相続は「久我をハしめとして荘々・家の宝物・日記・文書にいたるまで、一向女坊⁽³⁸⁾のさたにてあるへし」と、そのすべての遺産を妻の西蓮に譲り渡すこととした。かくして通光の遺産の管轄はまったく妻の差配によるものとされ、前記した子らは「日記・文書も女房に申て見るへし」とされるほどであった。

当然、右の遺産相続は、通光の子どもたち、とくに「女房」（西蓮）の実子でない人びとを納得させえず、翌二年正月十八日に通光が没すると、ほどなく嫡子通忠は西蓮にたいし通光遺領の割譲を求め、両者のあいだに遺産をめぐる争いが生じた。⁽³⁶⁾ この相論の沙汰は同年十一月二十六日の院評定にてなされ、⁽³⁷⁾ 閏十二月二十九日の後嵯峨上皇の院宣により久我家の根本家領たる久我の地は通忠の領有とすべきこと、雅光へは家記の書き写しをおこなわせること、および二冊存在する「書・諸家の記」は通忠と雅光の両名で分かつようにとの裁定が下された。西蓮は、相論のすえ通忠に久我荘を渡し与えこそしたけれども、久我荘以外の荘園は依然としてその手元に残すことに成功したのであった。

西蓮はその後の弘安二年、所領群のうち肥後国山本荘・近江国田根荘・伊勢国石樽荘の三カ荘を「如月御坊」へ一期相続をおこなった。⁽³⁹⁾ 「如月御坊」とは、前述の通光の置文に「姫御前^{如月}」とある人物と同一で、通光と西蓮のあいだの女である。また如月亡きあとの三カ荘の未来領主には、西園寺実兼の「御せん」＝源顕子が定められた。彼女は、

通光の弟で中院通方の嫡子通成の女であり、如月一期ののちの伝領者に設定されたのは、かかる血縁関係に基づくものと考えられている。

しかのみならず、西蓮による三カ荘の最終的な領有者への源顕子設定の背景には、血縁関係という要因に加えてもう一つ、顕子を通じた西園寺家との連絡とその庇護を受けるという目論みのあったことも指摘されている。すなわち「比丘尼西蓮讓状案」の作成以前に肥後国山本荘以下を如月に安堵する旨の龜山上皇の院宣⁽¹⁰⁾が西園寺実兼に下されており、すでに西園寺家の実行支配が展開していたという事実を踏まえた指摘である。当時、西園寺実兼は、権中納言である一方のちの伏見天皇の東宮大夫をも勤め、加えて朝廷側における幕府との連絡窓口たる関東申次をも任される存在であった。恐らく西蓮は、実兼のこうした政治的重要性や権威を頼みとして所領を譲り、その庇護を受けることによって久我家側の継子らとの相論を有利にせんと画策したのであろう。なお、弘安二年の前後には、これ以外にも大和国高殿荘が源顕子から西園寺家へと相続⁽¹¹⁾されており、中院家を窓口とした西園寺家への所領の流出は、必ずしも山本・田根・石榑三カ荘だけに限定されないことも右の推定の証左となるだろう。

一方、遺跡相論を経て根本所領の一つ久我荘を獲得・伝領した通忠であったが、彼はその二年後の建長二年（一一五〇）に三五歳という年齢で没してしまふ。彼の後嗣たる嫡子通基は当時一一歳に過ぎず、脇腹の具房も年長とはいえ一二歳であり、しかも父通忠が遺しえた遺領はわずかに久我荘だけであった可能性が高い。ここに至り久我家は未曾有の経済的・社会的危機を迎えることとなったのである。

しかしながら、こうした久我家の危機を救ったとされるのが、故通忠の未亡人で左衛門督局である。さきに「池大納言家領相伝文書案」所載の文書を五群に整理したが、そのうちの⑤群は前述のとおり、池大納言家領の久我家への流入⁽¹²⁾にかかわる文書群で、正応二年（一一八九）二月末、当時五〇歳となっていた通基は、左衛門督局から河内

国大和田莊、伊勢国木造莊、尾張国海東上・中莊を譲り得て（17）、続く同年五月末には五条局一期ののちの未来領主に通基が設定される（18）などしたわけである。実際、この前年（正応元年）七月に通基は内大臣に任じられており、さらに九月には久我家としては通光以来、実に六七年ぶりに奨学院別当の地位を回復するとともに史上初の「源氏長者官旨」をもえている。池大納言家領という新たな経済基盤を獲得する正応年間を通じて、まさしく久我家の再興が成し遂げられたものといえる。

以上のごとき久我家を取り巻く内外の状況を踏まえれば、「池大納言家領相伝文書案」は、十三世紀半ば、社会的・経済的危機状況にあった久我家が、故通忠の妻（平光盛六女）安嘉門院左衛門督局を通じてえたところの池大納言家領、この相伝の由緒ひいては正統性を明らかにするために作成された卷子と考えるのが妥当である。

（c）本文部の正体

ところで①～⑤の譲状は、必ずその譲りにかかわって鎌倉幕府の側から安堵をえており、しかもそれぞれが各小群の最後に位置している事実が気が付く〔表3〕。このことは「池大納言家領相伝文書案」の性格やその示そうとする由緒の在処を右のように考える際、あたかも継目ごとに与えられた幕府による安堵のごとき様相を呈し、ひいてはくだんの関東御教書案の存在を考えるうえでも看過できない要点となる。すなわち①群における源頼朝から平頼盛に宛てた光盛子女らへの遺跡処分を認める（7）源頼朝書状案、②群における光盛息女への伝領を認める主旨の（5）関東御教書案、③群における家領安堵を承認する（11）北条時宗書状案、④群における安嘉門院宣旨局の所領譲渡を認める（8）北条時宗書状案、そして⑤群における久我通基の大和田・石作両莊領家職を安堵する（19）関東御教書案である。

なお、池大納言家領の伝領に際し、右のごとき幕府からの安堵を要したことの背景については、池家や久我家の人

びとの鎌倉幕府への祇候と池大納言家領の伝領の関係を論じるなかで岡野氏が提示された池大納言家領の性格にかんする仮説（池大納言家領は平頼盛への返還当初以来、そのすべてが広義の「関東御領」に属しており、政治的局面の変動にともない常に幕府による収公の可能性を胎んでいた。また池大納言家領のかかる性格は、久我家へと伝領されて以降も変わらなかった。）が参考になろう。

ただし、列記した安堵の文書のうち、②群の（5）関東御教書案は文書様式上そして資料の現況からいって本文と和暦年月日以下の部分とのあいだに整合性がないこと、したがって（5）は公家宛関東御教書では本文が書札様式で記されるという、様式上の特徴を巧みに用いた作為の文書である可能性が高いと考えられる。仮にこれが改竄により関東御教書風に仕立てられたものだとしたら（5）の存在は、池大納言家領の伝領においていかほどの重要性をもつものなのであろうか。

すなわち（5）の不在は、《平頼盛―平光盛―光盛七子女ら―久我通基》という伝領関係において、光盛からその子女らへの伝領が幕府の承認をえたことの確認が能われないことを意味しよう。前項に縷述したとおり、通基は正応元年に内大臣就任や奨学院別当の地位を回復するなどしており、それら諸々の事前の用意に要する経費も些少なものはなはずであって、久我家再興に際しての経済的基盤とすべき池大納言家領の獲得において、（5）の不在は通基にとって悩ましい弱点であったといえる。以上の状況は、池大納言家領の獲得のために安堵の文書を偽装するには十分な理由とはいえないだろうか。そして偽装にあたっては、手元にある文書―とくに本文が書札様式で記されるという公家宛関東御教書を偽作するには書状や奉書などの私信が適格であったろう―が利用された可能性が高い。それは（5）の素材となった書札様文書（以下、原文書）は、誰によって発給されたものだったのか。

改めて第1節に掲出した関東御教書案の本文を振り返りたい。原文書は、二八号（1）（2）（3）の源頼朝下文を

何某かに披露をおこない、それを返却する際に添えられた文書であったことに間違いはないだろう。その際、源頼朝下文に記載されていた平家没取地や後白河上皇から賜った地などの差配についても含み置いたうえで、万一、(池大納言家領にかかわって) 何事か問題が生じたならば、「関東」つまり鎌倉幕府の判断にのみ依拠すべき(依拠することが明言されている。そして池大納言家領のうち当知行分については、息女に分譲することに問題はない旨をも申し伝えて結ぶ、というものである。

まずは本文が漢字だけを用いて記されている点は注意したい。「池大納言家領相伝文書案」中の女性が授受の主体となる文書ではいわゆる「女手」を用いた仮名文書を基本とすることと対照的であり、翻って当該文書が男性の手で記されたものであり、宛所も男性であったことを意味しよう。加えて、文書の後半部に「令分譲御息女給」とあることにより、宛所の人物が子女を有していたことが判明する。以上の条件を満たしつつ、池大納言家領の伝領にかかわる連絡の当事者となりうる人物とすれば、その宛所は自ずから平光盛しか考えられない。すると当然、発給時期は池家の当主として光盛が活躍した時期(「出家入道」期を含む)であること、さらに上限にかんしては「故右大将家」の字句から正治元年(一一九九)正月以降となる。

さて、原文書の宛所が、作為の関東御教書と同じく平光盛宛であったとすると、原文書改竄の理由は宛所が光盛だったことが原因なのではなく、光盛に文書を発給した主体、もつといえ「令分譲御息女給之條、何事候哉之由」という意思の主体が、原文書のままでは問題があったということになる。では原文書の発給主体は誰だったのか。

そこで、いまいちど一つひとつの所領に着目してみると、池大納言家領には「安嘉門院」にかかわる人物や事柄の少なくないことに気が付く。光盛の子女七名のうちでは、嫡女の宣旨局、六女の左衛門督局、そして七女・内侍局らが「安嘉門院」を冠しており、いずれも安嘉門院邦子⁽⁴⁾への出仕が想定される。一方、光盛の処分状の記載からは、

本家に安嘉門院を推戴する池大納言家領として尾張国真清田社・播磨国石作荘・美濃国三村荘・安芸国安麻荘・大和国野邊荘などの存在が判明し、ここからも池家と安嘉門院との浅からぬ関係のあったことがうかがわれる。

ところで、安嘉門院領に含まれる個別荘園の確定とそれを領有する人びとの具体像を明らかにした野口華世氏は、安嘉門院邦子が伝領した（直接的な譲渡は父後高倉院からの譲りであったものの）所領の実態は八条院領を継承したものであったこと、さらに安嘉門院領時代の所領の知行者らが、実は八条院領時代の知行者にまで系譜上遡りうること、すなわち所領と知行者の継続性を指摘された。その際、知行者となった人びとは、八条院領時代においては美福門院得子・八条院暲子母子の院司や近侍者であり、一方の安嘉門院領時代のそれはやはり同様に安嘉門院々司やその近侍者たちであったことをも明らかにされている。平家都落ちに際して平宗盛らと袂を分かった頼盛・仲盛・光盛らがまず最初に参じたのが「八条ノ女院ノ御所、仁和寺常磐殿」と伝えられることも、池家が八条院暲子へ日頃奉仕をおこなっていたという背景があつてこそその記述であろうし、事実、光盛に限定しても暲子の御給に預かっていることや暲子の石清水八幡宮寺参詣の際その手輿に扈從したこと、承元元年前後には一時的に光盛の居所である梅小路邸に暲子が身を寄せていたこと、さらに暲子が催した故美福門院得子の仏事に列すなど関係の深さを示す史料の枚挙に遑がない。さらに、また光盛は安嘉門院邦子にかかわっても、安貞元年の邦子の石清水八幡宮寺参詣の際には、彼女が退下の際に使用する輿の調進を担当するなど、池家は美福門院―八条院―安嘉門院と伝領する女院および女院領と密接な繋がり有し、光盛にみるごとき女院への人的な奉仕が確認できるのである。

このように考えると、くだんの原文書は、女院の近侍者がその意思を承り、近侍者の名前において発給した書札様文書、つまり奉書であつた可能性が高いように思われる。事実、内容をよくよく読み込むと、安堵を願つたことになする許可というよりも、むしろ池大納言家領にかなする源頼朝下文を確認したことと、子女への伝領は随意にせよ

というスタンスで返事をおこなう以上の意味はなく、所領の分譲にかんして積極的に関与しようとする態度はうかがうことができない。安堵とは程遠い趣旨の文書なのである。

ただし、真の発給者を安嘉門院邦子とする場合、承久三年（一二二二）の立后宣下の時点で二三歳であり、光盛が卒去する寛喜元年に二一歳であって決して政治的意思の発現が不可能な年齢ではないけれど、むしろ光盛との池大納言家領の状況にかんする由緒の文書を確認し、やりとりをおこなった可能性がより高い人物として、彼女の母の北白河院陳子が奉じられた意志の主体である可能性も考えられる。陳子は、父に持明院基家をもち、母の宰相局は頼盛の女（光盛と母子ほども年齢の離れた異母姉）で、光盛とは叔父と姪の関係にあった。とはいえ、陳子の誕生は光盛誕生の翌年のことで、二人は実際には兄妹ほどの年齢差であった。陳子が国母院号宣下（北白河院）をうけたのは貞応元年（一二二二）の五〇歳のときのこと、女の安嘉門院邦子が伝領することとなった安嘉門院領の差配に際して、池家が現状知行する所領にかかわって光盛と連絡をとったなどということは、十分に想定可能であろう。すると原文書は、北白河院陳子あるいは安嘉門院邦子の意志を奉じた文書であった可能性が高いように思われる。

おわりに

「池大納言家領相伝文書案」所収の文書のうち、寛喜元年七月六日付の関東御教書案は、その内容からいって公家宛関東御教書の様式を具備してしかるべきものながら、文書の本文部分と和暦年月日・署判・宛所の部分とのあいだにある種の違和感を覚えさせるものでもあった。この点について、「池大納言家領相伝文書案」の調査を踏まえ、料紙の平均的な法量に照らして当該の和暦年月日・署判・宛所記載部分は、きわめて横幅が短いという不自然さを有し

ており、さらに料紙の傷み（水損の痕・虫孔の照合）から本文を記した料紙と和暦年月日・署判・宛所部分を載せた料紙とが連続しておらず、関東御教書として仕立てるべく竄入されたものと考えた。

そこで「池大納言家領相伝文書案」を構成する文書の性格に検討を加え、これら案文群は、源平合戦を経ていちどは平家没官領となった池大納言家領が、源頼朝の手ずから平頼盛へと返付・安堵された経緯に始まり、それが子息光盛へと伝領され、やがて光盛の七息女らへと分譲されるに至ったこと、そしてそれらのうち嫡女・安嘉門院宣旨局と六女・安嘉門院左衛門督局が領有した所領のなから、久我家へと流入する分があったこととその経緯を物語ること、さらにこれら案文群は、正応二年、久我通基の手に渡ること、彼に久我家が池大納言家領を相伝する正統性を主張させる根拠として機能する、重大な役割を担うこととなったことなどを確認した。

ただし、久我家による池大納言家領相伝の正統性の主張には、大事な一ピースが抜け落ちていた。それは光盛から七息女らへの伝領の実施を鎌倉幕府として承認・安堵した旨を記した文書である。時折りしも自身の内大臣就任であつたり、わけても約七〇年ぶりとなる久我家の奨学院別当の地位回復および史上初の「源氏長者宣旨」の獲得など、久我家の再興に向けて諸々の準備を進めてきた通基としては、なんとしても池大納言家領を手中に収めたかたに違いない。かくして安堵の文書を偽作するに至ったのであろう。

宛所となる平光盛は、幸いにも公家宛関東御教書の様式で適格であつた。さらに公家宛関東御教書であれば、本文は書札様式で記される様式上の特徴をもつので、なにか適当な池大納言家の伝領にかかわる書札様文書さえ用意できれば、その偽作は容易だったことだろう。その際、池大納言家領関係の文書として光盛息女らが所有した文書案のうち、池家が美福門院得子・八条院暉子らにたいし人的奉仕をおこなうとともに、女院領の個別知行者として荘園を領有した関係が継承されたことで、安嘉門院領有期に光盛とやりとりをおこなった女院の書札（安嘉門院邦子または

北白河院陳子の侍臣が発給した奉書）の存在に気が付いたのだろう。かくして久我家は、女院の意思を伝えるための奉書にたいして関東御教書風の和暦年月日以下の部分を竄入し、あたかも②群の光盛の分譲にかんしてもその承認と安堵の文書が幕府から発給された事実があったかのごとく装ったのである。「池大納言家領相伝文書案」は、〃由緒ある池大納言家領を久我家が相伝することの正統性〃を主張するための案文群として編纂されたものであった。

註

- (1) 磯貝幸彦「重要文化財 久我家文書の補修について」（『國學院大學図書館紀要』六、一九九四）。
- (2) 『國學院雜誌』六〇（一〇）、六〇（一二）、六一（一）に掲載。
- (3) 佐藤進一「新版 古文書学入門」（法政大学出版局、二〇〇三）、田中稔「鎌倉時代の武家文書（御教書・奉書）」（日本歴史学会編『概説 古文書学 古代・中世編』吉川弘文館、一九八三）。
- (4) 高橋一樹「関東御教書の様式について」（『鎌倉遺文研究』八、二〇〇一・一〇）。
- (5) 『鎌倉遺文』六卷 三九八二号。
- (6) 『鎌倉遺文 補遺』三卷 補九九八九号。
- (7) 『鎌倉遺文』五卷 三四七九号。
- (8) 『鎌倉遺文』七卷 四八〇八号。
- (9) 『鎌倉遺文』七卷 四八四六号。
- (10) 『鎌倉遺文 補遺』三卷 補一二七二号。

- (11) 平光盛は、平忠盛の孫(頼盛息)であるから、本来、武門平家の一員というべき立場である。しかし、頼盛卒(文治二年(一一八六))以後は、八条院暲子との関係下での昇叙がとくに目覚ましく、かつての武門平家としての働きや存在意義は看取しがたい。
- (12) 久我家文書(「久我家文書 第一巻」國學院大學、一九八三)二八号文書の枝番号(一)(二)(三)。以下、「久二八(一)」のように略記。
- (13) 『明月記』(冷泉家時雨亭文庫編『翻刻 明月記(冷泉家時雨亭叢書)』朝日新聞出版、二〇一二)以下、同古記録の出典は同じ)寛喜元年六月二十九日条、七月二十日条。
- (14) 加えて、こうした案文作成の状況が『隨心院文書』と『高野山宝簡集』という、異なる史料群で相互に検出できることも、この証左たりえよう。
- (15) 本来、「出家」「入道」「遁世」の語は、世俗の活動を停止して仏道に専念するという意味の同義語であった。ところが、院政期以降、「出家」と「遁世」のあいだに明確な区別が生じ、出家(髪型・服装を改変)した者がなおも家督を保持するという新たな事象が生じる。そこで本義的な出家つまり家督を譲り出家以前の世俗活動を停止し隠居する「遁世」と、出家しながらなおも家督の保持ひいては世俗活動を継続する「出家入道」を歴史の実態に即して捉えたものである。ただし、史料用語のレベルでは、「出家」「入道」「遁世」を同義で使用するケースは時代を降っても存続する。海老名尚「日本中世社会における入道について―出家の社会的機能をめぐって―」(『大坂外国語大学 アジア学論叢』五、一九九五・三)。平雅行「出家入道と中世社会」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』五三、二〇一三・三)。
- (16) 前掲註(15) 平論考では、俗人の出家動機として、①病による治病・往生の願い、②高齢、③恥辱や挫折、④政治的軍事的な敗北による引責・謹慎・命乞い、⑤主人の死に殉じた出家、⑥主従間や夫婦間の同心出家、⑦近親者の死を契機とする出家、⑧厄年による出家、⑨発心出家、⑩現世への充足などを挙げる。

- (17) 寛喜三年六月二十四日付関東下知状（「尊経閣文庫文書（編年文書）」「福井県史資料編2」福井県、一九八二）。
- (18) 前掲註（15）平論考。例えば、朝廷の官位体系に属する顕密僧の場合には、その僧官位を辞することを「遁世」と表現した。
- (19) 前掲註（4）。
- (20) 『鎌倉遺文』六卷 三九八二号。
- (21) 「二位殿御治世中／寛喜二年」が小書き（東京大学史料編纂所〈影写本〉猪熊信男氏所蔵文書〔請求記号3071.02-04〕）。松岡久人編『広島大学所蔵 猪熊文書』一（福武書店、一九八二）では「寛喜二年」とするも異筆などの注記はない。
- (22) なお、公家宛関東御教書に限ったことではないが、①⑤⑥⑦⑧のごとく、わざわざ年付を付記して後世に伝えられたのは、文書の受給者側において、落手した公家宛関東御教書が「後の証拠になる」と考えられ、年付が書き込まれたのであろう。
- (23) 『特別展観 中世の貴族』（國學院大學、一九九六）に記載の分量による。
- (24) 古文書や典籍類に害を及ぼす虫には、黴を捕食する茶立虫^{チヤダムシ}、一ミリメートル径の孔を穿ってトンネル状に被害をなす死番虫^{シバンムシ}、そして紙の表面を舂めるようにして損なうことで知られた紙魚^{シヤムシ}がある。
- (25) Aが第六紙に連続していない点は注意を要す。つまり「池大納言家領相伝文書案」を構成する文書は、元々いくつかの小群を形成しており、それがあるときならかの基準や志向のもと今日みる編制（成巻）へと至った可能性が考えられる。
- (26) このほかにも、原本の確認から第四紙（本文）の最終行（「事候哉之由、可申之旨候也、恐惶謹言、」）の文字がいずれも紙継ぎ目間際に位置すること、とくに「惶」字に裁ち切られたような痕跡であることが判明する。ここからも当該関東御教書案は、その本文第四紙は第三紙とともに成立したものである一方、和暦年月日、署判、宛所が記された第五紙は挿入されたものであることを推測させる。
- (27) 五条殿の具体的な人物像は未詳なばかりか、安嘉門院官旨局との繋がりが一つにしてもこの石作庄を媒介としたこと以上には分

かっていない。ただし、枝番号(15)には石作庄の伝領に際して「さうてんのやう、こ入道との、ゆつりふみにミえて候、申をかれてさふらふ事ともたかえさせ給ましく候」とある。加えて(15)以外からも故入道||光盛は、所領処分の際、平頼盛と妻の法印寛雅女ら夫妻、池禪尼といった人びとへの供養を欠くべからざることを息女らにたいして言い置いている(12)(13)ので、(15)にいう「申をかれてさふらふ事」もこれに類する趣旨であろう。そして、このような遺言の履行が求められるのは、光盛の息女のような近親という傾向がある。したがって、五条殿も、光盛や官旨局と血縁関係上きわめて近い関係にある女性と考えられるだろう。

(28) (16)の本文中では「久我との、あまこせん」と記される女性で、故久我通忠の室にあたる。岡野友彦「久我家領荘園の伝領とその相続安堵」(『中世久我家と久我家領荘園』続群書類従完成会、二〇〇二(初一九八八))による。

(29) 前掲註(28) 岡野論考。

(30) 久三六。

(31) 久八〇。

(32) 平家没官領一七カ所(久二八(一))、由緒の地四カ所、八条院領一〇カ所、女房領二ヶ所(以上いずれも(久二八(二))、平頼盛家領の海東三カ庄(久二八(三))。

(33) 「領知の譲渡に際しては、譲状の交付にあたりその状とともに譲渡物件の権利にかかわる文書などが被譲渡者へと渡され、譲状そのものは当該物件の権利保証書として、権利継承者に次々と受け継がれていくものである」(勝俣鎮夫「証文類」(日本歴史学会

編『概説古文書学 古代・中世編』吉川弘文館、一九八三)。

(34) 前掲註(28) 岡野論考。

(35) 久三〇(一)。

- (36) 『百鍊抄』宝治二年五月二十八日条。
- (37) 『葉黄記』宝治二年十一月二十六日条。
- (38) 久三〇(一)。
- (39) 久三〇(三)。
- (40) 久三〇(四)。
- (41) 安田次郎「大和国高殿庄の領家」(『年報中世史研究』一一、一九八六)。
- (42) 『勘仲記』(『史料纂集 古記録編 勘仲記』第六、八木書店、二〇一九) 正応元年九月十二日条。
- (43) 岡野友彦「池大納言家領の伝領と関東祇候廷臣」(『中世久我家と久我家領荘園』統群書類従完成会、二〇〇二(初一九九九))。
- (44) 邦子は、後高倉院と北白河院藤原陳子の女で、弟にのちの後堀河天皇をもつ。承久三年(一二二二)十一月、後堀河天皇即位に際し、姉の邦子に内親王が宣下され、天皇の准母として立后宣下のうえ、皇后(安嘉門院)と尊称された。
- (45) 野口華世「安嘉門院と女院領荘園——平安末・鎌倉期の女院領の特質」(『日本史研究』四五六、二〇〇〇・八)。
- (46) 高山利弘編『校訂 延慶本平家物語(七)』(汲古書院、二〇〇六)。
- (47) 『公卿補任』安元二年・治承二年・文治四年。
- (48) 『明月記』承元元年八月二十六日条。
- (49) 『明月記』承元元年十一月二十三日条。
- (50) 『明月記』安貞元年三月十一日条。
- (51) ただし、現在目にする全一九通という形態への成巻は、「池大納言家領相伝文書案」の最後の文書が正安四年(一二三〇)十一月二十一日付六波羅探題宛て関東御教書案であるから、同年以降のことであろう。